

## 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部図書室利用規則

制定	昭和63年	9月28日
改正	平成2年	1月24日
改正	平成7年	4月1日
改正	平成8年	10月16日
改正	平成14年	10月23日
改正	平成16年	4月1日
改正	平成18年	12月13日
改正	平成22年	4月8日
改正	平成22年	7月22日
改正	平成23年	6月9日
改正	平成30年	1月11日
教授会承認		

### (目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院人文社会系研究科・文学部図書室（以下「図書室」という。）の図書資料（定期刊行物・マイクロ資料等を含む。以下「図書」という。）の利用について定めることを目的とする。

### (利用者)

第2条 何人も所定の手続きにより、図書を利用することができる。図書を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に区分する。

- (1) 本研究科・学部の教員、研究員、学生、研究生、聴講生、職員、名誉教授
- (2) 本研究科・学部の前号以外の元教員、本学他部局の教員、研究員、学生、研究生、聴講生、職員、名誉教授
- (3) 本学の元教職員、大学院修了者および学部卒業生
- (4) 他大学又はこれに準ずる研究教育機関に所属する者
- (5) 上記以外の利用者

### (利用期間及び時間)

第3条 図書室の利用期間及び時間は、次の各号に定める。

- (1) 2号館図書室の利用期間及び時間は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始・入学試験日・その他本研究科・学部が定める日を除く、平日の9時00分から17時30分までとする。  
ただし、夏季・春季休業の期間は、17時00分までとする。
- (2) 3号館図書室の利用期間及び時間は、日曜日・祝日・年末年始・入学試験日・その他本研究科・学部が定める日を除く、平日の9時00分から21時00分まで、土曜日は10時00分から18時00分までとする。  
ただし、夏季・春季休業の期間は、平日の17時00分まで、土曜日は閉室とす

る。

2 閲覧希望申請は、16時45分までとする。

(利用手続)

第4条 第2条第1号より第4号に定める者は、利用に際し、身分証明書・学生証又は附属図書館利用証を提示する。

2 第2条第5号に定める者は、利用に際し、閲覧願で閲覧希望を申し込む。

第5条 貴重図書及び準貴重図書を閲覧しようとする者は、所定の願書を提出しなければならない。

(図書の利用の制限)

第6条 次の各号に掲げる場合においては、図書の利用を制限することがある。

(1) 図書館資料の全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に個人または独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号に規定する法人等から寄贈または寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間

(2) 図書の原本を利用させることにより、当該原本に破損・汚損を生じる恐れがある場合、又は当該原本が現に使用されている場合

(個人情報漏えい防止のための措置)

第7条 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書室資料を所蔵する場合は、当該図書室資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(閲覧)

第8条 第2条第1号より第5号に定める者は、図書の閲覧を、職員の指示に従い、指定された場所で行う。

(図書室の利用の制限)

第9条 閲覧室等が非常に混雑している場合等、本研究科・学部の学習、教育、研究に支障をきたすおそれのある場合には、図書室の利用を制限することができる。

(貸出)

第10条 第2条第1号及び第2号に定める利用者は、所定の手続きを経て、図書の貸出を受けることができる。

2 本研究科博士後期課程に標準修業年限以上在学し、かつ教育課程を修了し退学した後、博士学位申請論文(甲)を提出しようとする者は、その執筆期間に限り、所定の手続きを経て、3号館図書室図書の貸出を受けることができる。

3 図書の貸出冊数は、別に定める。

4 次の各号に定める図書は、貸出を行わない。

(1) 参考図書

(2) 特に破損のおそれのある図書

(3) 貴重図書

(4) その他特に指定した図書

(転貸禁止)

第11条 利用者は、第9条の規定により貸出を受けた図書を、他の人に転貸してはならない。

(複写)

第12条 利用者は、必要に応じて、著作権法の許す範囲で文献を複写することができる。

2 マイクロ資料の複写利用については、別に定める。

(相互利用)

第13条 第2条第1号に定める利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、本研究科・学部以外の図書館等が所蔵する図書の利用について、図書室に依頼することができる。

(特別利用)

第14条 撮影・出陳等の特別利用については、別に定める。

(罰則)

第15条 この規則に違反した者、及び「附属図書館迷惑利用者に対する利用停止の全学要請に関する申合せ」により利用停止の全学要請が行なわれた者は、図書室及び図書の利用を禁止又は制限されることがある。

2 図書を紛失もしくは破損した者は、弁償するものとする。

(本規定等の閲覧)

第16条 本規定及び図書の目録は、閲覧室に備えつけ、一般の閲覧に供する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、別に細則で定める。

附 則

この規則は、平成23年6月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。